

小金井市保育検討協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 小金井市（以下「市」という。）内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政について広く意見を聴くため、小金井市保育検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項
- (2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項
- (3) 地域における子育て支援に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が協力を依頼する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 小金井市公立保育園運営協議会設置要綱（平成 25 年 10 月 18 日制定）第 3 条第 1 号に規定する委員 2 人以内
- (3) 民間保育園園長会代表 1 人以内
- (4) 認証保育所を経営する事業者の代表 1 人以内
- (5) 福祉サービス（障がい者（児））事業者 1 人以内
- (6) 市民 3 人以内

2 委員の任期は、協力を依頼した日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 1 項第 6 号に規定する委員の選考方法は、市報等による公募とし、応募者の中から論文審査により選考するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、前条第1項第2号に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴取することができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、同年12月31日限り、その効力を失う。